

議案第 25 号

東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立保育所条例（昭和 36 年板橋区条例第 15 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 2 ときわ台保育園の項の次に次のように加える。

中板橋保育園	午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分まで
--------	----------------------------

別表第 2 東新保育園の項の次に次のように加える。

若木保育園	午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分まで
-------	----------------------------

別表第 2 高島平もみじ保育園の項の次に次のように加える。

高島平さつき保育園	午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分まで
-----------	----------------------------

別表第 2 相生保育園の項の次に次のように加える。

坂下三丁目保育園	午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分まで
----------	----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

延長保育を行う保育所を加える必要がある。